

◆ 医師の働き方改革について

1 規制の内容

令和6年4月から、医師についても、時間外労働時間の上限規制が適用開始。

(原則) 年間 960時間以下

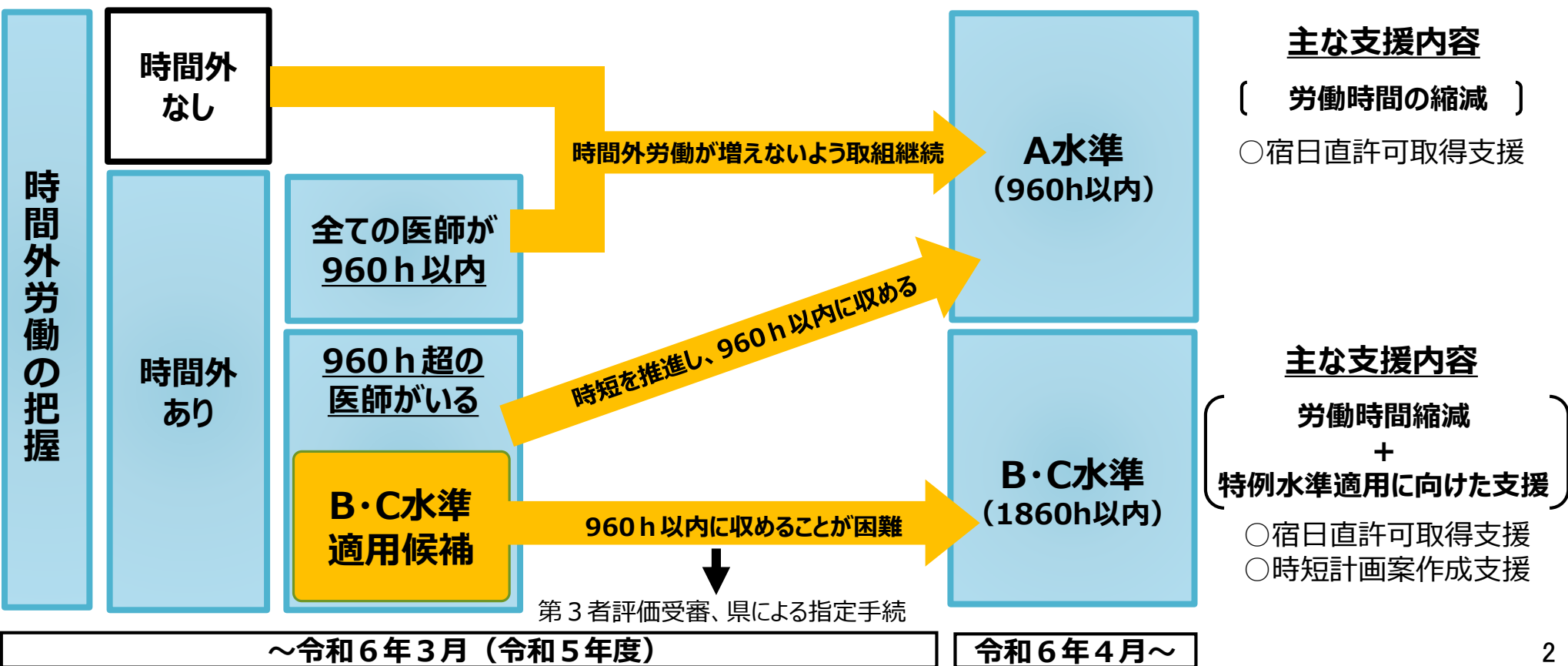
- A : 特例水準を適用しない医療機関は、全てA水準を適用。

(特例) 年間1,860時間以下

- B : 地域医療の観点から必須とされる機能を果たすために、やむなく長時間労働となる医師。
(例：救急、在宅医療、へき地医療など)。
- 連携B : 地域医療確保のために派遣され、通算で長時間労働が必要となる医師。
(例：医師派遣を行う大学病院など)
- C-1 : 長時間、集中的に経験を積む必要のある研修医・専攻医。
- C-2 : 特定の高度な技能の習得のため集中的に長時間修練する必要のある医師。

2 医療機関への支援

- 「福島県医療勤務環境改善支援センター（県医師会に委託）」が医療機関の取組を支援。
 - ・ 医療機関の時間外労働が、960時間以内となるよう時短の取組を推進。
 - ・ 時間外労働時間を960時間以内に収めることが**困難な場合は、特例水準の適用に向けて支援。**



3 特例水準適用までの流れについて

～令和6年3月（令和5年度）

令和6年4月～

A水準適用
(原則)

B・C水準を適用しない場合
→ A水準（年間960時間以下）が適用

B・C水準適用
(特例)

時短計画案の作成

※今年十月頃開始予定
第三者評価

都道府県への申請

医療審議会等への
意見徴取

都道府県からの
指定・公表

上限規制適用開始

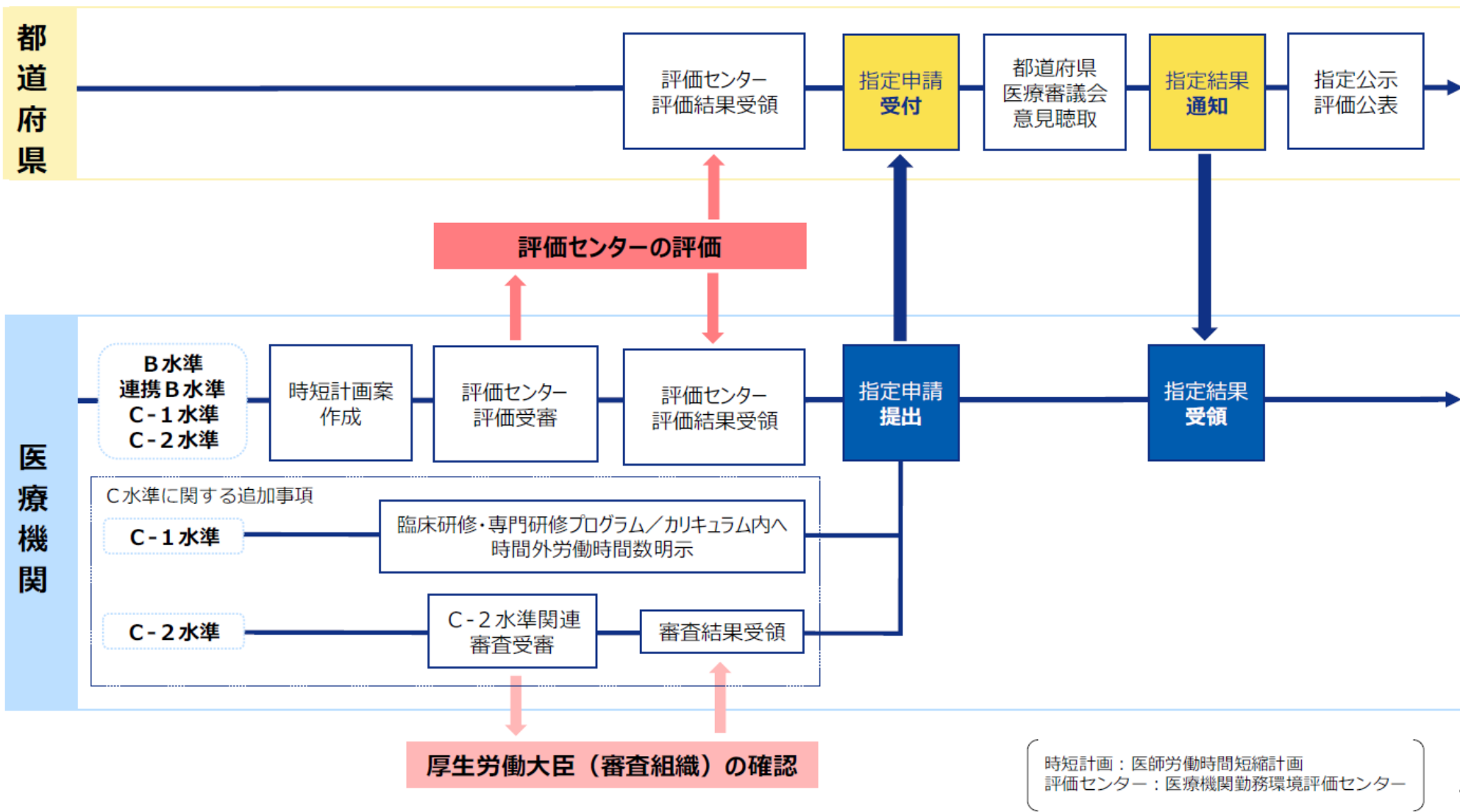
第3者評価申請～都道府県の公表まで約6か月を要する見込み。

令和5年6月頃までに、第三者評価申請が必要。

今年度中の時短計画案完成等、準備を整える必要あり。

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)



4 特例水準指定に係る意見聴取について

特例水準の適用について、都道府県による指定にあたっては、医療審議会等の意見を聴取することとされている。

(1) 意見聴取の内容

- 特例水準適用にあたっては、下記の点について意見を聴取。
 - ・ 適用が、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること
 - ・ 適用が、地域の医療提供体制全体としても、医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと
 - ・ 適用による特例水準適用による地域医療体制への影響について意見をいただくこと

(2) 意見聴取の方法

- 意見聴取の開始時期は、指定申請が本格化する令和5年度になる見込み。
- 多数の医療機関が異なる時期に指定申請を行うことが予想されるため、意見聴取の方法は検討中。